

共済会を利用するにあたって

- ①共済会を利用できるのは北海道コンピュータ関連産業健康保険組合に加入している（任意継続者除く）被保険者（本手引内で“会員”）と被扶養者（本手引内で“家族”）です。
- ②共済会の事業は、会員の皆様から毎月お支払いいただく会費で成り立っておりますので、助成対象者以外の方が利用することのないようにお願いします。
補助券や各種チケットの転売・譲渡は禁止です。助成対象者以外の利用や助成限度額を超えた利用が発覚した場合は、申込責任者に助成額を返還いただきます。
- ③共済会事業をご利用の前に『本手引』をよくお読みください。共済会 WEB サービスの操作につきましては、共済会 WEB サイトのご利用ガイドより『ユーザー利用マニュアル』でご確認ください。
- ④共済会事業は、4月1日から翌年3月31日までを1年とします。
- ⑤**WEBでのみ受付する事業と郵送でのみ受付する事業がございます。**5ページ記載の『各種補助券申込のフロー』をご確認ください。WEBから発券される補助券を共済会事務局で印刷し送付することは致しかねます。
- ⑥WEBをご利用いただくにはユーザー登録が必要です。登録方法については4ページをご覧ください。（会員のみユーザー登録できます）
- ⑦各事業には申込締切日がございます。速達郵便での発送は致しかねますので、利用日より余裕をもってお申込みください。
- ⑧各事業には利用人数の限度がございます。申込者数が限度に達した時点で締め切る場合もございますので、利用予定の決まっていない方のお申込みはご遠慮ください。申込者数が限度に達した場合や受付が終了した事業につきましては、健保組合ホームページの最新情報に公開し会社様へお知らせいたします。
- ⑨共済会の補助を会社の行事（観楓会、慰安旅行、サークル活動等）で利用するのはご遠慮ください。（会社主催、サークル等で行った体育事業を除く）
- ⑩皆さまからお預かりする個人情報は共済会事業助成の利用以外には使用いたしません。
- ⑪各種助成のご利用により、人との接触機会が多くなります。ご利用の際には、利用者ご自身にて十分な体調管理と感染防止策をお願いいたします。

※本手引内の内容は記載がない限り2024年4月1日時点